

令和2年3月13日

受講者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症対策に関して

公益社団法人労務管理教育センター

中国武漢市において発生した新型コロナウイルス感染症に関し、世界保健機関が「パンデミック宣言（世界的流行）」を表明し、日本においても「指定感染症」及び「権益感染症」に指定され、更に新型コロナウイルス感染症を適用対象に加えた「新型インフルエンザ等対策特別措置法改正案」が成立しました。

当労務管理教育センターは、労働安全衛生関係及び労働者派遣事業関係の各種講習事業を実施してまいりましたが、政府より出された「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」、また、厚生労働省及び各労働局からの新型コロナウイルス感染防止に関する通達等に基づき、従来より取り組んでまいりました新型コロナウイルス感染症対策をさらに強化し、次の対策を講じてまいります。

1. 講習実施に当たっての基本方針

- 1) 4月以降の講習の定員数を当面（令和2年4月より6月まで）従来の定員を80人未満に縮小して実施します。本措置の拡大・延長等については感染症の動向を見守り検討します。
- 2) 講習日程の変更等につきましては、従来基準より弾力的に対応しております。
- 3) 講習日程は、政府または地方公共団体の要請に応じて、開催日を延期または中止する場合があります。

2. 講習運営方針

- 1) 受講生の皆様には会場内でのマスク着用、入室時のアルコール消毒をお願いします。
- 2) 会場にて発熱・咳等の症状がある方は、講習への参加はご遠慮いただき、ご自宅でご療養いただきたくお願いいたします。その場合は無料で日程変更を致します。
- 3) 席配置に当たっては、濃厚接触をできるだけ避けるため2名掛け以下を原則とします。
- 4) 講師及び事務局員はマスク着用といたします。